

火 災 予 防

回 覧

君津市火災予防条例の一部を改正しました。

令和7年2月26日に発生した岩手県大船渡市の大規模な山火事を教訓に、君津市火災予防条例の一部を改正し、令和8年1月1日から林野火災の予防を目的とした「林野火災注意報」や「林野火災警報」を新たに規定し、林野火災の予防上危険な気象状況となった場合、段階に応じて、林野火災注意報・警報を発令するものです。

また、「火災とまぎらわしい煙又は火炎を発するおそれのある行為」の届出対象にたき火を追加しました。



林野火災注意報の発令

一定期間、雨が降らなかった場合や乾燥注意報が発表された場合、必要に応じて林野火災注意報を発令します。

林野火災警報の発令

林野火災注意報の発令要件に加え、強風注意報が発表された場合、必要に応じて林野火災警報を発令します。

林野火災注意報・警報が発令された場合の火の使用制限について

「林野火災注意報・警報」が発令された場合、市内全域において条例第29条各号に定める屋外での火の使用について制限されます。（下記をご参照ください）

「林野火災注意報」発令中は
条例第29条による火気使用制限に
従うよう努めなければならない

「林野火災警報」発令中は
条例第29条による火気使用制限に
従わなければならない。

努力義務

義務

条例第29条による火気使用制限

- ・山林、原野等において火入れをしないこと
- ・煙火を消費しないこと（煙火とは、花火のこと）
- ・火遊び又はたき火をしないこと
- ・屋外においては、引火性又は爆発性の物品その他の可燃物の付近で喫煙しないこと
- ・山林、原野等において喫煙をしないこと
- ・残火（たばこの吸殻を含む）、取灰又火粉を始末すること

林野火災注意報は、警報発令の前段階に位置付けられ、罰則の伴わない努力義務を課すものです。一方で林野火災警報は、「火の使用の制限」に違反した者に対して30万円以下の罰金又は拘留に処することが消防法で定められており、罰則が適用される場合があります。

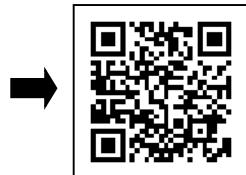
林野火災注意報や林野火災警報の発令については、防災行政無線、市ホームページやSNSなどで周知しますのでご理解とご協力をお願い致します。

「火災とまぎらわしい煙又は火炎を発するおそれのある行為」の届出について

林野火災の発生原因の大半は、たき火や火入れといった人為的なものであることから、屋外での焼却行為の把握を目的にたき火を届出対象としたものです。

なお、林野火災注意報・警報が発令された場合は、すみやかに焼却行為を中止していただけようお願い致します。

「火災とまぎらわしい煙又は火炎を発するおそれのある行為」の届出については、君津市ホームページをご確認ください。



詳しくは、君津市ホームページをご確認ください
(問合せ先 君津市消防本部予防課 0439-53-1904)

